

令和7年度における 相続税・贈与税関係の 改正について

大内大地

相続税法の改正

— 相続税の物納制度の見直し

1 改正の内容

物納制度は、納付すべき相続税額について、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合についてのみ、その納付を困難とする金額を限度（この限度額を以下「物納許可限度額」という。）として申請をすることができる（相法41①）。

この物納許可限度額の計算方法について、納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度となるよう、次のとおり物納許可限度額の計算方法が見直されている。

延納期間終了後における当面の生活費等に配慮する観点から、物納許可限度額〔(A) 納付すべき相続税額－(B) 即納可能額（注1）－(C) 延納可能額（注2）〕の計算において、(D) 延納期間終了後の当面の生活費等を加算することとされた（相令17三）。また、この見直しに伴い、物納申請書等の記載事項についても規定が整備されている（相規22①）。

なお、(D) 延納期間終了後の当面の生活費等を加算した結果、物納許可限度額が計算上算出されることになり、延納を使わずに「即納＋

物納」が可能となる場合が生じるように見えるが、そもそも物納は、「延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合」（相法41①）に適用されるものであるという点については改正がない。そのため、即納可能額が納付すべき相続税額を超える場合には、そもそも納期限において金銭で納付することを困難とする事由があるとはいえないため、引き続き物納の許可を受けることはできない。

（注1）即納可能額とは、現金・預貯金その他換価の容易な財産の額から3月分の生活費及び事業を継続するために必要な当面の運転資金を控除して算出した金額をいう。

（注2）延納可能額とは、延納期間中の収入から延納期間中の生活費及び運転資金を控除して算出した金額をいう。

※ 特定物納（相法48の2①）の許可限度額の計算についても同様の見直しがされている（相令25の7①、相規28）。